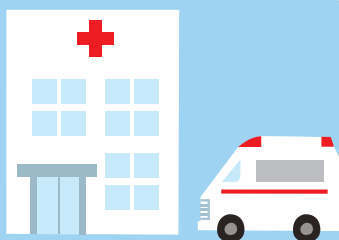


長岡京市第7次高齢者福祉計画及び 長岡京市第6期介護保険事業計画

概要版

医療



「いきいき・あんしん」
～ 支えあいのまちづくり～



介護



予防



相談



長岡京市
平成27年3月

1

計画の基本的な事項

■ 計画策定の趣旨

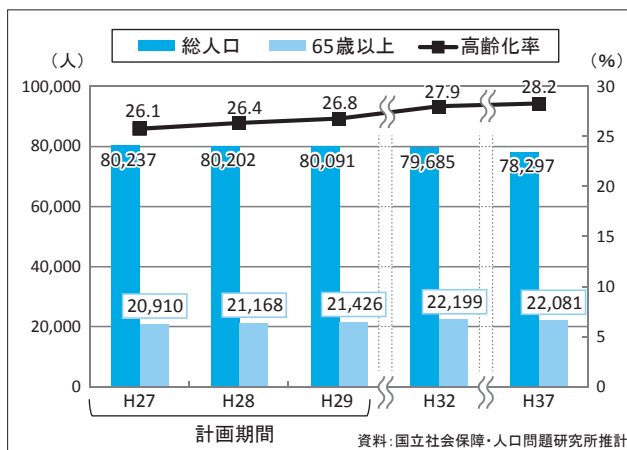
高齢者人口の着実な増加、独居や高齢者のみ世帯の増加、また認知症高齢者の増加など高齢者を取り巻く環境は大きく変化しています。このような社会情勢を踏まえ、介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう「地域包括ケア体制」を整備することが求められています。本計画は、「地域包括ケア体制」の構築に向けた取り組みを更に推進することにより、本市で暮らすすべての高齢者が、生きがいをもって安心して生活できる環境を実現することをめざして策定します。

■ 位置づけ

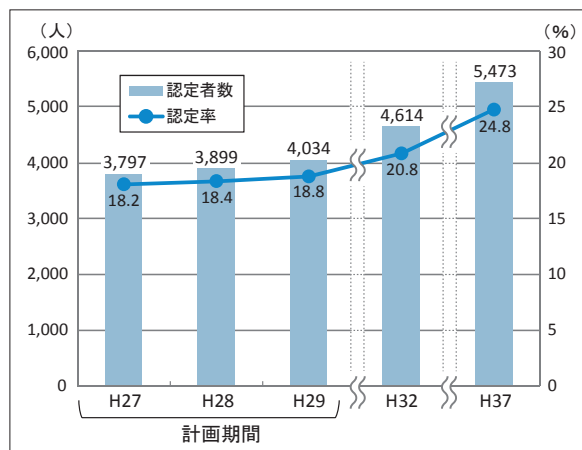
- ▶ 「長岡京市第7次高齢者福祉計画」は老人福祉法第20条の8、「長岡京市第6期介護保険事業計画」は介護保険法第117条の規定に基づく市町村計画として策定する計画です。
- ▶ 上位計画である「長岡京市第3次総合計画・第3期基本計画（平成23～27年度）」における福祉・保健・医療に関する分野別計画として位置づけられ、「長岡京市地域健康福祉計画」などの関連計画と連携しつつ、取り組みを推進します。

■ 期間 / 平成27年度から平成29年度の3か年

《 高齢者人口の将来推計 》



《 要介護認定者数の将来推計 》



※第1号被保険者のみ

2

基本理念

「いきいき・あんしん」～支えあいのまちづくり～

「高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して、心豊かに暮らすことができるよう、高齢期の生活を支え合うことができる」「介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域でその方の意思が尊重され、尊厳ある生活が継続できる」という想いが込められています。

家庭・地域・団体・事業者・行政などが、それぞれの役割を果たしながら、高齢期になっても、誰もがその意思が尊重され安心して暮らせることをまちの将来に展望します。

3

長岡京市の高齢福祉の取り組み

【施策体系】

柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

施策領域	施策目標	施策
健康づくり・介護予防	「自分の健康は自分で守る」という意識をもち、健康づくりや介護予防に取り組んでいる	(1) 健康づくりの推進 (2) 介護予防の充実
高齢期の社会参画	高齢の人がいきいきと社会参画している	(1) 働く場と機会づくりの促進 (2) 趣味活動・生涯学習活動等の促進
地域福祉	地域福祉の活動に積極的に参加している	(1) 居場所・活動拠点の充実 (2) 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成 (3) 多世代交流の推進 (4) 日常生活の安心と災害時の備えの確保
高齢者虐待防止・権利擁護対策	高齢の人の生命、財産、生活に係る権利が守られている	(1) 高齢者虐待の予防と対策の強化 (2) 成年後見制度等の利用支援
高齢期の安全な住環境と都市環境	高齢になっても安心して生活できるまちづくりが進んでいる	(1) 住まいに関する安心・安全の確保 (2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

施策領域	施策目標	施策
介護サービス等	介護等が必要になっても安心してサービスを利用できる	(1) 介護保険サービスの充実 (2) 生活支援サービスの充実 (3) 地域包括支援センターの機能強化 (4) 在宅医療・介護の連携強化
認知症対策	認知症について地域の理解が進み、認知症の人や家族が安心して生活できる	(1) 認知症に関する普及啓発の充実 (2) 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進 (3) 認知症等による行方不明者の対応
家族介護者支援	家族介護者が安心して介護ができる	(1) 家族介護者支援の充実 (2) 介護と仕事の両立支援の促進
終末期支援	自分らしい最期を迎えることができる	(1) 終末期に関する普及啓発の推進 (2) 看取り期のケア体制づくり
介護保険制度の適正運営	介護保険制度が適正に運用されている	(1) 適正な制度利用の確保 (2) 評価等に基づく制度運営の改善

柱1：高齢期を自分らしく暮らすことを応援する

● 健康づくり・介護予防 ●

施策1 健康づくりの推進

- ▶ 健康診査、がん検診の受診促進により、生活習慣病等疾病の予防と早期発見・早期対応に向けた取り組みを推進します。
- ▶ 日常の健康管理に適切な助言・指導を行う「かかりつけ医」の普及啓発を行います。

施策2 介護予防の充実

- ▶ 身近な場において認知症予防や介護予防に関する出前講座などの様々な啓発事業により、市民主体の介護予防活動を促進します。
- ▶ 地域の中で介護予防活動を担える NPO 等の社会資源の把握に努め、それらの多様な主体との連携による介護予防のあり方を検討します。



〔介護予防トレーニング〕

● 高齢期の社会参画 ●

施策1 働く場と機会づくりの促進

- ▶ シルバー人材センターの活動支援、社会福祉協議会との連携によるボランティアや NPO の活動等を支援します。

施策2 趣味活動・生涯学習活動等の促進

- ▶ 老人クラブの活動の支援や PR を図り、加入者の増加に努めるとともに、市民農園事業の実施等により趣味・生涯学習活動を促進します。

● 地域福祉 ●

施策1 居場所・活動拠点の充実

- ▶ 既存の活動拠点での活動や広報の充実、地域における自主的な居場所・活動拠点づくりの支援に向けた具体的な方策を検討します。
- ▶ 新設の「あったかふれあいセンター」での円滑な事業運営と事業内容の充実に努めます。



〔あったかふれあいセンター〕

施策2 高齢福祉に係るボランティアの確保・育成

- ▶ 市民ニーズに応じた各種ボランティア養成講座の開催や、活動団体とのマッチングにより具体的な活動へとつなげていきます。
- ▶ 社会福祉協議会のボランティアセンター機能、市の「人材登録制度」など関係機関の連携を強化し、ボランティアの確保・育成を推進します。

施策3 多世代交流の推進

- ▶ 「あったかふれあいセンター」等での多世代交流活動をはじめ、学生や若い世代を対象とした認知症サポーター養成講座を実施し、認知症への理解を深めることでの多世代交流を促進します。

施策4 日常生活の安心と災害時の備えの確保

- ▶ 「自助－互助－共助－公助」による地域の支えあいの仕組みづくり、「おでかけあんしん見守り事業」や「山城ふるさとを守る活動に関する協定」などによる地域・民間事業所・公的機関等が連携した見守り体制の構築、災害時要援護者に対する支援体制の整備などにより、日常生活の安心と災害時の備えを確保します。

● 高齢者虐待防止・権利擁護対策 ●

施策1 高齢者虐待の予防と対策の強化

- ▶ 地域住民や介護サービス従事者の高齢者に対する人権意識の向上に努めます。
- ▶ 長岡京市虐待防止ネットワークによる関係団体・機関等の連携や地域での見守り体制の充実・強化により、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

施策2 成年後見制度等の利用支援

- ▶ 成年後見制度等の利用支援、日常生活自立支援事業等の周知と利用促進、市民後見人の養成に向けた研修や講座の実施、専門職による支援体制の構築に努めます。

● 高齢期の安全な住環境と都市環境 ●

施策1 住まいに関する安心・安全の確保

- ▶ 高齢期の安全な住環境の確保に向け、住宅改造等への各種助成や情報提供を実施します。また、民間事業者による高齢者向け住宅や施設に関する情報提供に努めます。

施策2 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ▶ 安全な歩行空間の確保、公共公益的施設や道路については「京都府福祉のまちづくり条例」に基づく整備を行います。

柱2：介護等が必要になったときの安心を守る

● 介護サービス等 ●

施策1 介護保険サービスの充実

- ▶ 介護保険サービスの質・量の確保に向け、アンケート調査の実施等による利用ニーズの的確な把握や地域密着型サービスの計画的な整備に努めます。

施策2 生活支援サービスの充実

- ▶ 配食や緊急時のホームヘルプサービスなど市独自の生活支援サービスを実施します。また、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手の発掘、養成、関係者のネットワーク化などを推進し、多様な主体による生活支援サービスを充実させます。

施策3 地域包括支援センターの機能強化

- ▶ 地域住民へ地域包括支援センターの周知に努め、支援を必要とする人の相談利用へとつなげます。
- ▶ 地域包括支援センターの機能強化に向け、地域の総合的な相談支援体制の構築、職員の資質向上、包括ケア会議や地域ケアマネジメント会議等による関係者・関係機関のネットワーク構築に取り組めます。

施策4 在宅医療・介護の連携強化

- ▶ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ関係職種、介護士等の多職種協働による退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで一体的に支える在宅医療の提供体制の構築を促進します。
- ▶ 包括ケア会議や乙訓地域包括ケア推進交流会等による地域医師会との情報共有・ネットワークの構築を図るほか、個別ケースの支援検討会議への医療関係者の参加を促進し、医療と介護・福祉などの関係機関の連携強化を図ります。

● 認知症対策 ●

施策1 認知症に関する普及啓発の充実

- ▶ 認知症に関する普及啓発を推進し、認知症の人とその家族を地域で支える機運の醸成を図ります。
- ▶ 認知症サポーターの養成講座を自治会や学校、商店街等で開催し、様々な年代、立場の人が参加できるようにします。



〔認知症サポーターの養成講座〕

施策2 認知症の予防及び早期発見・早期対応等の推進

- ▶ 身近な地域の居場所として認知症対応型カフェ等の設置を推進し、必要な医療や介護サービスに早期に繋がるようにします。
- ▶ 医療・介護関係者等が認知症等に早期に気づき、必要な医療サービスや介護サービスにつなげられるよう認知症対応力の向上を図ります。

施策3 認知症等による行方不明者の対応

- ▶ 認知症高齢者を地域で見守るために「おでかけあんしん見守り事業」の協力団体や事前登録者を増やし、見守り体制を強化するとともに、行方不明者の早期発見・保護をめざします。また、GPS の活用など、行方不明時に有効な手法への助成を行います。



〔GPS〕

● 家族介護者支援 ●

施策1 家族介護者支援の充実

- ▶ 家族介護者が心身ともにリフレッシュできる機会の提供、介護に対する地域の理解と協力が得られるよう、知識普及と意識啓発を推進します。

施策2 介護と仕事の両立支援の促進

- ▶ 企業や事業所等に対し、介護休業制度などの両立支援制度の整備と制度を利用しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を府や関係機関の協力のもと取り組みます。

● 終末期支援 ●

施策1 終末期に関する普及啓発の推進

- ▶ 「終末期」や「看取り」について考える場や機会を設け、終末期に関する普及啓発を推進します。

施策2 看取り期のケア体制づくり

- ▶ 病院・診療所とかかりつけ医との連携、退院調整機能の強化、一人ひとりのニーズに応える多職種協働チームづくり、本人・家族への意思決定支援など、看取りを支える体制について検討します。

● 介護保険制度の適正運営 ●

施策1 適正な制度利用の確保

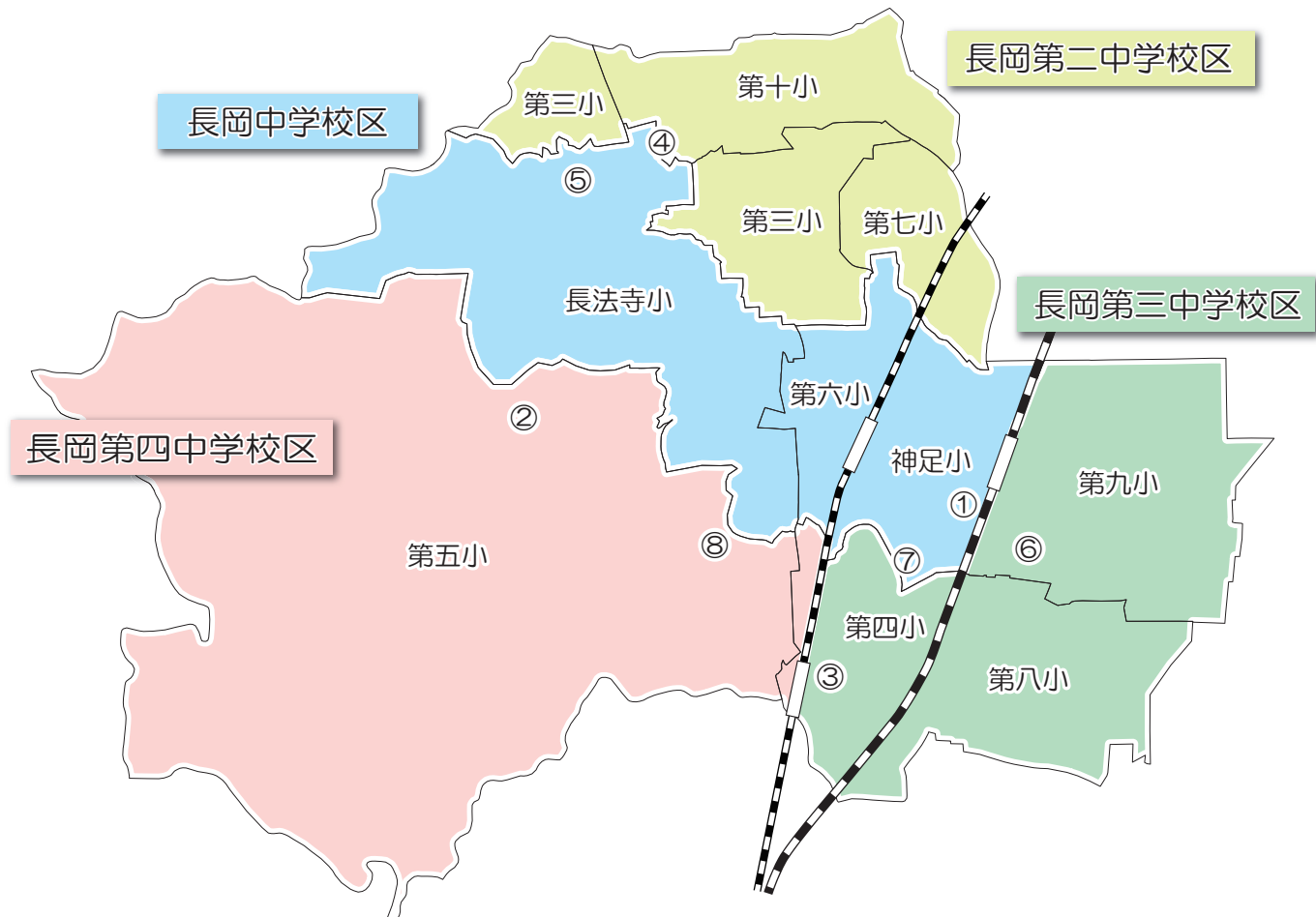
- ▶ 介護保険制度やサービスの利用方法等の情報提供を行います。また、障がいのある人や在日外国人、ひとり暮らし高齢者等、情報が届きにくい方への情報提供について配慮します。
- ▶ 要介護認定の公平・公正性の確保、適正な介護保険給付の確保に努めます。

施策2 評価等に基づく制度運営の改善

- ▶ サービスの質の確保・向上に向け、利用者評価や第三者評価等を行うとともに、利用者がサービスを選択する時にその情報を活用できるようにしていきます。

4 日常生活圏域

前期計画からの継続性を考慮し、また要援護高齢者を支援する関係者、関係機関が緊急時において迅速に駆けつけることができるよう、中学校区を単位とした圏域を設定し、この圏域を基本に地域包括ケアシステムの充実をめざすものとします。



- ①「東地域包括支援センター」
963-5508
- ②「在宅介護支援センター・竹の里」
951-9400
- ③「南地域包括支援センター」
957-1119
- ④「在宅介護支援センター・旭ヶ丘倶楽部」
955-9001
- ⑤「老人福祉センター竹寿苑」
954-6830
- ⑥「地域福祉センターきりしま苑」
956-0294
- ⑦「介護予防デイサービス・ふたば」
952-7080
- ⑧「あったかふれあいセンター」
963-5555

日常生活圏域 (中学校区)	圏 域
長岡中学校区	神足小学校区、長法寺小学校区、 長岡第六小学校区
長岡第二中学校区	長岡第三小学校区、長岡第七小学校区、 長岡第十小学校区
長岡第三中学校区	長岡第四小学校区 (調子1丁目、調子2丁目、友岡1丁目、友岡2丁目、 友岡3丁目、友岡4丁目、竹の台の全域)、 長岡第八小学校区、長岡第九小学校区
長岡第四中学校区	長岡第四小学校区 (長岡第三中学校区以外の区域)、 長岡第五小学校区

※②「在宅介護支援センター・竹の里」、④「在宅介護支援センター・旭ヶ丘倶楽部」は平成 27 年度以降、地域包括支援センターに移行する予定となっています。

5

第1号被保険者の所得段階別保険料

65歳以上の第1号被保険者の平成27年度から平成29年度の年額の保険料は次のとおりです。

段階区分	対象者	保険料 基準額 (月額)	保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者、本人・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、または本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下	5,996円	基準額×0.45	32,380円
第2段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円以下		基準額×0.6	43,180円
第3段階	本人・世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超		基準額×0.7	50,370円
第4段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下		基準額×0.9	64,760円
第5段階	本人は住民税非課税で世帯の誰かが課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超		基準額×1.0	71,960円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満		基準額×1.15	82,750円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満		基準額×1.25	89,940円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満		基準額×1.4	100,740円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が290万円以上400万円未満		基準額×1.6	115,130円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満		基準額×1.8	129,520円
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上800万円未満		基準額×2.15	154,700円
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が800万円以上1,000万円未満		基準額×2.50	179,880円
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上		基準額×2.85	205,070円

※ 年額保険料は、基準月額（5,996円）を基に計算し、端数については10円未満を切上げ

お問い合わせ先

長岡京市 健康福祉部 高齢介護課

〒617-8501 長岡京市開田1丁目1番1号

TEL：075（951）2121 FAX：075（951）5410